

総務委員会陳情説明資料

令和2年12月7日

件名	頁
1 受理番号22 異性・同性パートナーシップ制度の制定に向けた取組の推進等に関する陳情	2

(総務部)

件名	受理番号 22 異性・同性パートナーシップ制度の制定に向けた取組の推進等に関する陳情
所管部課名	総務部総務課、人事課、地域のちから推進部区民参画推進課、教育指導部教育指導課
陳情の要旨	<p>1 異性・同性パートナーシップ制度等の制定に向けた取組を推進すること。</p> <p>2 区職員に対して、区長が異性・同性間のパートナーシップを認定した場合、慶弔制度等において配偶者と同等の扱いをする制度等をつくること。</p> <p>3 区立学校において、性の多様性等を含めた包括的性教育を推進すること。</p> <p>4 区内生涯学習施設等において、性の多様性を含めた包括的性教育・学習を推進すること。</p>
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 パートナーシップ制度について</p> <p>(1) 全国自治体におけるパートナーシップ制度導入・証明書等交付状況 (渋谷区「全国パートナーシップ制度共同調査」公表数値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入 60自治体 (令和2年10月1日時点) ・ 交付 1,301組 (令和2年9月30日時点) <p>※ 都内は、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、江戸川区、府中市、港区、文京区、小金井市 (令和2年10月20日開始) で導入。</p> <p>※ 都道府県は、茨城県、大阪府で導入。</p> <p>2 セクシャルマイノリティに関わる自治体職員の慶弔休暇等について</p> <p>平成29年、千葉市は同性パートナーと同居する職員に、法律婚や事実婚のカップルに認めていると同様の休暇制度を認める取り扱いを全国で初めて開始。以降、横須賀市や大阪市、福岡市、大阪府、鳥取県等にも広がっている。</p> <p>特別区では、パートナーシップ制度を導入している複数区において、職員の休暇制度等の福利厚生の利用を可能としている。</p> <p>3 区立学校における性の多様性の教育について</p> <p>(1) 国の主な動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 平成20年、文部科学省は「人権教育の指導方法等の在り方について 第三次とりまとめ」に性的指向、性同一性障害者を明記。 イ 平成27年、文部科学省は「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」を教育委員会等に通知。 ウ 平成28年、文部科学省は「性同一性障害や性的指向に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について (教員向け)」を通知。

	<p>(2) 区立学校の現状</p> <p>ア 平成29年度より、管理職を含む教職員に対し、性の多様性に関する理解を深めるための研修を年1回毎年実施。</p> <p>イ 「性教育の手引き（平成31年3月東京都教育委員会）」に基づき、体育科（小学校）、保健体育科（中学校）、家庭科、道徳科等の各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などの学校の教育活動全体を通じ、発達段階に応じて、心身の発達や自他の多様な個性の理解と尊重等について指導。</p> <p>ウ 児童・生徒から、着替え、トイレの使用、服装（特に中学校における標準服）等について相談があった場合には、個別の支援や配慮を実施。</p> <p>4 区民への性の多様性に関する啓発について</p> <p>啓発セミナーとして希望があった区民団体を対象に出前講座を実施。また、区民向け啓発講座を年2回程度実施。</p> <p>5 その他、セクシャルマイノリティに関する区の実施</p> <p>(1) 職員への啓発</p> <p>平成29年度から、区職員（常勤）対象の研修を年3回（4年間で全職員が受講）実施。また、平成30年度には全管理職を対象に研修を実施。</p> <p>(2) 施策検討会</p> <p>庁内連携を図るため、外部有識者を交えた検討会を年4回程度実施。</p> <p>(3) 公文書の性別記載状況を調査</p> <p>平成30年度に全庁調査し、性別記載の必要性がない文書は記載の削除を要請。以降、追跡調査を実施。令和元年度には、性別記載を削除できない公文書は、可能な限り「男性 女性 その他」と表記するよう庁内に要請した。</p> <p>(4) 当事者グループと区長の意見交換</p> <p>専門相談窓口設置等施策の内容検討に向け、当事者グループを変えて3回（令和2年10月29日、11月4日、11月10日）の意見交換を実施。</p>
問題点等	